

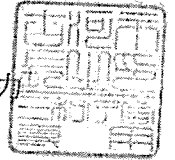


古河市告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、古河都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和元年12月24日

古河市長 針 谷



- 1 都市計画の種類及び名称  
古河都市計画 仁連地区 地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の位置及び区域  
古河市仁連字新山、字本山、及び字江口山の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
古河市役所 三和庁舎 都市計画課

古河都市計画地区計画の変更（古河市決定）

都市計画 仁連地区 地区計画を次のように変更する。

（古河市）

名 称	仁連地区 地区計画	
位 置	古河市 仁連字新山，字本山，及び字江口山の各一部	
面 積	約19.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区は，古河市の東部に位置し，首都圏中央連絡自動車道境古河ICから北に約7kmの距離にあることから，市都市計画マスタープランにおいて「産業誘導促進エリア」に位置付けられた地区である。</p> <p>また，「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく「茨城県圏央道沿線地域基本計画」において，重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域に位置付けられた地区である。</p> <p>このため，建築物等の規制誘導により，自然・田園環境の維持・共存を図りながら，新たな産業拠点としてふさわしい合理的な土地利用を図ることを地区計画の目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区は，市の新たな産業拠点として位置付けられていることから，生産・流通の業種を主体とした工場及び関連施設等の集積した工業系地区としての土地利用を図ることとする。また，緑地等を配置することにより，周辺の自然環境や居住環境との調和に配慮する。</p>
	地区施設の整備方針	<p>道路については，本地区の生産活動等が安全かつ機能的に行えるよう計画的に道路を配置する。</p> <p>また，緩衝緑地として森林空間の配置・整備を行い，その所有者または管理者が適切にこれを維持管理するものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>用途の混在を防止し，新たな産業拠点としてふさわしい土地利用を図るため，建築物等の用途の制限，建築物の容積率の最高限度，建築物の建蔽率の最高限度，壁面の位置の制限，建築物等の高さの最高限度，建築物等の形態又は意匠の制限を行うものとする。</p>

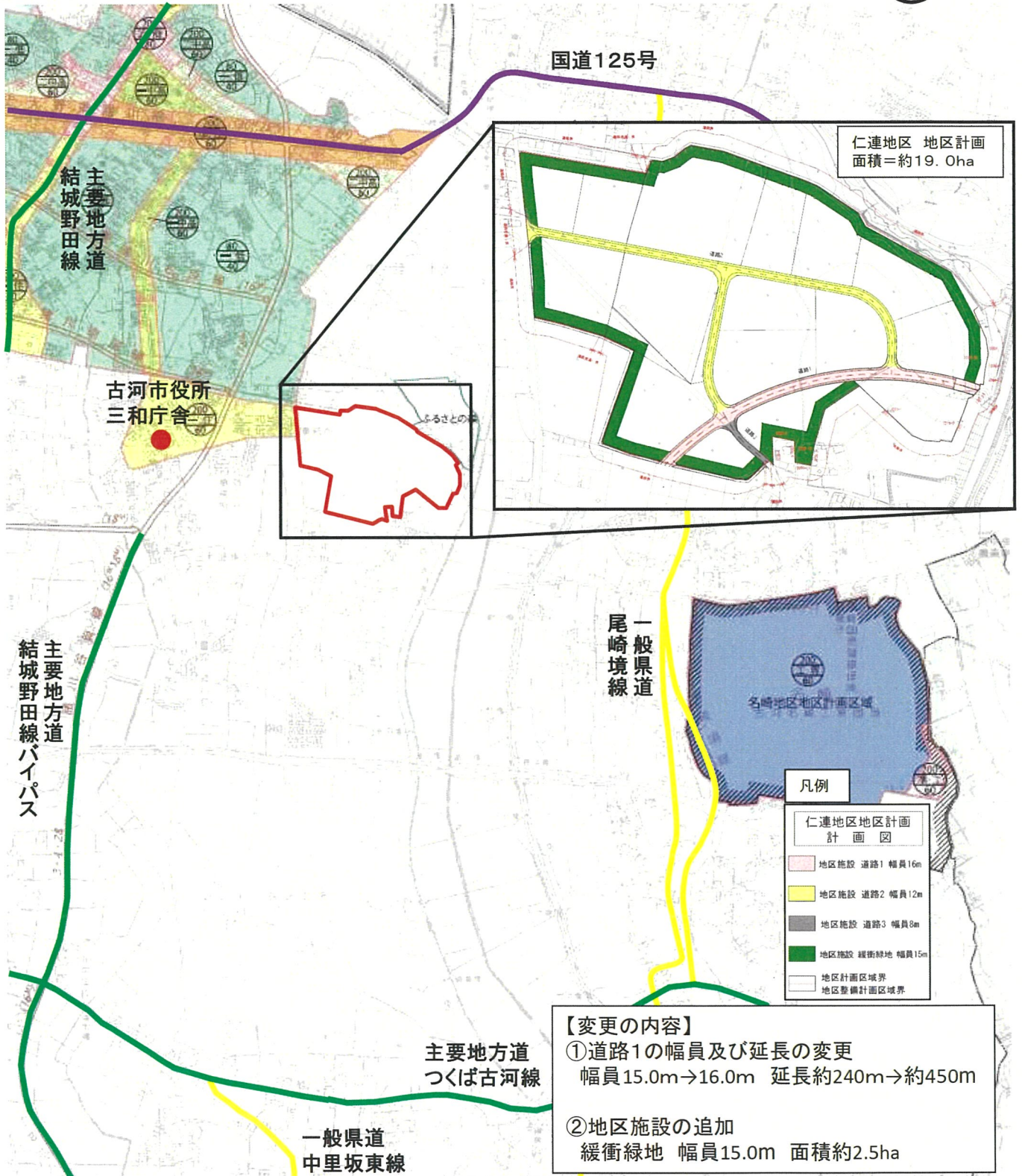
地区整備計画	土地利用に関する事項	緩衝緑地の保全	<p>緩衝緑地の保全は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 森林法に基づく林地開発許可制度に準拠し、緩衝緑地の維持・保全と造林等による緑化・保全に努めることとする。</li> <li>2 緩衝緑地については、高木性樹木空間とする。</li> </ol>
--------	------------	---------	--

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由

本地区周辺の道路整備に伴い、本地区内外の安全な交通処理を図るため、地区施設である道路1について、延長および幅員を変更する。また、緩衝緑地を地区施設として配置することで、将来にわたり森林の維持・保全に努め、周辺地域との調和がとれた良好な都市環境を有する工業団地とする。これらのことから、地区計画を変更するものである。

# 古河都市計画 地区計画の変更【古河市決定】



## 【変更理由】

本地区周辺の道路整備に伴い、本地区内外の安全な交通処理を図るため、地区施設である道路1について、延長及び幅員を変更する。また、将来にわたり周辺地域との調和のとれた良好な都市環境を有する工業団地とするため、緩衝緑地を地区施設として配置することで森林の維持・保全に努める。